

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱いについて

1 目的

地域建設業経営強化融資制度(以下「融資制度」という。)は、平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建第 154 号通達(以下「基本通達」という。)に基づき、中小・中堅元請建設業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進することにより、中小・中堅元請建設業者の資金調達の円滑化を図り、さらに工事の適正な履行の確保に寄与することを目的とする融資制度である。

この融資制度を受け、中央区(以下「区」という。)と工事請負契約(以下「請負契約」という。)を締結する中小・中堅元請建設業者は、本融資制度を利用して完成工事部分については転貸融資を、未完成工事部分については金融機関から融資を受けるため、施工中の工事に係る債権譲渡申請を区に行った場合に、区が工事請負契約書(以下「契約書」という。)第 6 条第 1 項ただし書の規定に基づく工事請負代金債権の譲渡の承諾に係る事務手続きについて、以下のように定める。

2 用語の定義

(1) 組合等

中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に定める事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業(中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権(電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者

(2) 中小・中堅元請建設業者の範囲

原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1500 人以下の建設業者で、区と請負契約を締結した施工中の工事について組合等から転貸融資を認められている者(倒産等の場合を除く。)

なお、建設共同体(以下「JV」という。)の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者であること。

(3) 契約書

区と中小・中堅元請建設業者が締結した工事請負契約書

(4) 工事請負代金債権

区と中小・中堅元請建設業者が締結した請負契約に基づき、工事完成後に区が中小・中堅元請建設業者に支払う予定の工事請負代金

(5) 倒産等

以下のいずれかに該当した場合とする。

ア 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項に基づき破産手続開始の申立てをした場合

- イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更正手続き開始の申立てをした場合
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づき再生手続き開始の申立てをした場合
- エ 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条第 1 項に基づき特別清算開始の申立てをした場合
- オ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- カ その他債務の弁済が不可能となった場合

3 対象工事

区が融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当する工事とする。

- (1) 中央区契約事務規則(昭和 39 年規則第 10 号。以下「事務規則」という。)第 50 条に基づく前金払を受けた工事であること。
- (2) 対象工事の進捗率が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾申請時の年度内に完成が見込まれる工事、あるいは債務負担行為に係る工事又は繰り越される工事で、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を向かえ、かつ残工期が 1 年未満であること
- (4) 以下に掲げる事項に該当しないこと
 - ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合
 - イ 中小・中堅元請建設業者が契約書第 39 条第 1 項各号又は第 39 条の 2 各号のいずれかに該当するため、債権譲渡が不相当と判断される場合
 - ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の規定がある場合
 - エ 履行保証を付したもののうち、区が役務的保証を必要とする場合
 - オ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第二項(第 167 条の 13 で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査制度の対象となった者と契約を締結した場合
 - カ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不相当な特別の理由がある場合

4 債権譲渡人及び債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は、融資制度利用しようとする中小・中堅元請建設業者(以下「債権譲渡人」という。)とし、工事請負代金債権の譲受人は、融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書(根保証用)の発行を受けた組合等(以下「債権譲受人」という。)とする。

5 支払計画等の提出について

債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請人等への代金支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認する。また、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業をいう。以下同じ。)においては、債権譲受人から支払状況及び支払計画の写しを受けて確認する。

6 譲渡することができる工事請負代金債権の担保の範囲

融資制度において譲渡することができる工事請負代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 保証事業会社が当該工事に関して当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

7 当該請負契約の内容について変更が生じた場合の取扱い

債権譲渡承諾後に当該請負契約の内容について変更が生じ、請負代金額が増減した場合の工事請負代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事請負代金債権の額に、契約変更により加え又は減じた後の額とする。

8 債権譲渡の承諾に係る事務手続き等

債権譲渡人及び債権譲受人は債権譲渡の承諾申請を行う場合は、事項に定める申請書類を中央区長に提出する。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、融資制度に係る書類の提出、受理又は工事現場への立ち入り等の際は、身分証明書又は東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格申請を経て発行された受付票を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

9 提出書類

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式1) 3通
- (2) 締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通

※ 様式は、基本通達に定める様式2を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

- (3) 工事履行報告書 1通

※ 様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達(以下「官房課長通達」という。)に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

- (4) 発行日から3カ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※ 約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。

- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書(根保証用)の写し 1通
- (7) 債権譲渡通知書 1通

※ 様式は、基本通達に定める様式3を準用(承諾日は記載不要)することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

10 書類の提出先

申請書類の提出先は、中央区総務部経理課(以下「経理課」という。)とする。

なお、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して経理課に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状(様式2)を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

また、申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

11 出来高の確認

債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、工事出来高確認協力依頼書(様式3)を経理課に提出するものとする。

なお、債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書等を持参することとし、区から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

12 融資実行の報告

債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週間以内に連署の融資実行報告書(官房課長通達に定める様式5を準用)を経理課に提出する。

また、債権譲渡人は当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基本通達14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを経理課に提出する。

13 請負代金等の請求

(1) 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金および請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対し一切の請求をすることができない。

(2) 債権譲受人は請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときは、工事請負代金請求書を当該工事の施工担当部署に提出するものとする。

14 契約変更の場合の取扱い

(1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に区に提出した請け書の写しを提出するものとする。

(2) 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(様式4)を作成のうえ、経理課へ提出するものとする。

15 契約解除の場合の取扱い

(1) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第39条第2項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた部分に対応した請負代金から、既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合は、当該工事の施工担当部署は、前項により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

(3) 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(様式5)を作成のうえ、経理課へ提出するものとする。

この場合、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書(契約解除用)の作成が不可能の場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

14 その他様式類等

融資制度を実施するに当たって必要な組合等における様式類等で、区に定めのないもの(組合等の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証会社の受益の意思表示書等)は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱については、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議のうえ、必要な手続きを経て定めることとする。

15 融資制度の適用期限

この「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾の取扱について」は、令和13年3月末までの間に限り効力を有するものとする。

(平成21年10月15日付け21中総経第113号決裁)

一部改正(令和8年4月1日付け8中総経第191号決裁)

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

_____(発注者) 様

請負者

(債権譲渡人) 住所

氏名

印

(工事請負契約書の使用印)

(債権譲受人)住所

氏名

印

(実印)

債権譲渡人(以下「甲」という。)が中央区(以下「区」という。)に対して有する工事請負契約書(区と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書)に基づく下記の工事請負代金債権を、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成20年10月17日付国総建第197号、国総建第154号。(以下「国土交通省通達」という。))に基づく「地域建設業経営強化融資制度」(以下「融資制度」という。)を利用するために、債権譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、工事請負契約書第6条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第37条に規定する契約不適合責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2)前払金額 金 円

－(3)中間前払金
及び部分払金額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円(年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第6条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第37条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第27条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び穏健工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約第39条第2項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払を受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて区に債権譲渡通知書を提出すること。

3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡もしくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、区は関与しないこと。

_____(発注者) 印

確定日付印欄

(様式2)

委任状

年 月 日

様

住 所
会社名
代表者名

印

- 1 工事件名
- 2 契約金額

私は、住所

氏名

を代理人と定め、上記工事の地域建設業経営強化融資制度における
を委任します。

(様式3)

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

(発注者) _____ 様

住 所
名 称
代表者名 _____ 実印

下記工事について「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため工事現場の立ち入りについて、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 工事件名 _____

2 施工場所 _____

3 施工者名 _____

4 現場立ち入り希望日時 _____ 年 月 日 時 分から 時 分まで

5 連絡先 TEL _____
担当者名 _____

(様式4)

工事代金債権計算書(契約変更用)

年 月 日

(発注者) _____ 様

請負者
(債権譲渡人)

住 所
氏 名

印 (工事請負契約書の使用印)

(債権譲受人)

住 所
氏 名

印 (実印)

年 月 日付け 第 号をもって協議を受け、承諾した下記1工事の契約変更により、工事請負代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 契約締結日 _____ 年 月 日
- 3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日
- 4 契約変更承諾日 _____ 年 月 日
- 5 工事請負代金債権
- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| (1) 請負代金額 | 金 _____ 円 |
| (2) 支払済前払金額 | 金 _____ 円 |
| (3) 支払済中間前払金額
及び部分払額 | 金 _____ 円 |
| (4) 当初債権譲渡額 | 金 _____ 円 |
| (5) 契約変更額 | 金 _____ 円(減額の場合は、△表示とする) |
| (6) 債権譲渡額
見込額) | 金 _____ 円(_____ 年 月 日現在) |

$$((6) = (1) - (2) - (3) + (5))$$

(様式5)

工事代金債権計算書(契約解除用)

年 月 日

(発注者) _____ 様

請負者
(債権譲渡人)

住 所
氏 名

印 (工事請負契約書の使用印)

(債権譲受人)

住 所
氏 名

印 (実印)

下記1の工事に関し、 年 月 日付け 第 号に基づく解除により、
工事請負代金債権が下記5のとおり変更されたので提出します。

記

- 1 工 事 名 _____
- 2 契約締結日 _____ 年 月 日
- 3 債権譲渡承諾日 _____ 年 月 日
- 4 契約解除日 _____ 年 月 日
- 5 工事請負代金債権
 - (1) 請負代金額 金 _____ 円
 - (2) 支払済前払金額 金 _____ 円
 - (3) 支払済中間前払金額
及び部分払額 金 _____ 円
 - (4) 出来高(%) 金 _____ 円
 - (5) 契約解除違約金 金 _____ 円
((5) = { (1) - (4) } × 10%)
 - (6) 債権譲渡額 金 _____ 円
((6) = (1) - (2) - (3) - (5))